

# 熏風

教育委員会だより

第三号

平成二十九年十一月一日(水)

河内長野市教育委員会

## 守り伝える歴史の息吹

本市には、中世の歴史文化遺産が寺院を中心に一定のまとまりをもって遺っているほか、近世の有形・無形の歴史文化遺産が寺社に加えて旧村を単位に分布し、人々の生活の中で脈々と現在へと継承されています。

また、中世に形成された観心寺や金剛寺などの大規模寺院における寺社境内の景観や、近世に形作られた三日市などの宿場町や流谷に見られる里山集落の景観は、河内長野らしい景色を市民や来訪者へ提供しています。

これを証明するかのように、市内には、平成29年9月30日現在で国宝7件、重要文化財77件、重要無形文化財1件、史跡3件にもなる国指定の文化財が存する他、国の登録文化財や大阪府、市指定の文化財などを含めると200件を超える文化財が指定登録されており、正に「文化財のまち河内長野市」といえます。

そもそも文化財は「保存」と「公開」(活用)が相反する概念として捉えられていたこともあり、その均衡を図りながら文化財の保護・活用を図ってきたという長い歴史があります。

本市の文化財保護行政では、これまで文化財が単体として持つ学術的価値を中心に据えて保護・保存政策を推進してきました。しかし、複数の文化財が群れとして持つ価値に対する評価や自然社会的環境も含めた空間としてのまとまりの価値に対する評価、文化財が担ってきた人と繋がる役割に対する評価などは十分ではありませんでした。

このようなことから、本市教育委員会では、文化財群が織り成す空間としてのまとまりや雰囲気把握し、これを適切に評価することにより、効果的に地域の活性化を図ることを目的に指定・未指定の文化財を総合的、長期的に保護・活用するためのマスタープランとして、平成27年度に「河内長野市歴史文化基本構想」を策定しました。

大阪府内で初めて策定したこの構想の特徴は、指定文化財だけでなく、未指定の文化財や特徴ある景観などについても歴史文化遺産の一つとして捉えて、その現状を悉皆的に調査したこと、調査対象となった歴史文化遺産を単体でとらえるのではなく、歴史的・地理的に意味を持つまとまりとして整理していること、そして、保存・継承にとどまらず、その活用においてもあるべき方向性を示している点にあります。

つまり、この構想により本市の文化財保護行政の軸足は保存から一步活用に踏み出す契機となったのです。

一方、国が策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」では、観光を我が国の基幹産業として成長させ、観光先進国を目指すための改革の一つとして、文化財を観光資源として開花させることが掲げられており、文化財の観光を目的とした活用を強く求めています。

その具体的な取り組みとして、文化庁では、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催までに「日本遺産」と「歴史文化基本構想を活用した観光拠点づくり事業」の2つの事業による全国200拠点程度の整備を目指しています。

日本遺産とは、その歴史的経緯や地域の風土に根ざした世代を超えて受け継がれている伝承、風習などを踏まえたストーリーの下に有形・無形の文化財をパッケージ化し、これらの活用を図り、地域活性化を振興しようとするもので、本市でも平成30年度認定の申請作業を進めているところです。

また、「歴史文化基本構想を活用した観光拠点づくり事業」においては、本年9月に事業採択を受け、今年度中にも観心寺、金剛寺の両寺を中心に各種の歴史文化遺産を活用した事業を展開していくところです。

翻って、本市には、河内長野市史の編纂に伴う調査や滝畑ダムの建設を契機とした各種文化財の悉皆調査、開発に伴う埋蔵文化財の調査、それに大学などの研究機関や民間の文化財ボランティアによる調査などに伴う膨大な調査成果の蓄積があります。

これらを学術的、専門的な知見で評価し、適正な価値付けをすることにより多くの人たちにその真価を訴求する力が発揮されます。

この意味において、多くの歴史文化遺産が、いったん滅失・毀損すれば原状回復が極めて困難であることから、専門的・技術的な判断の確保や政治的中立性、保存計画の継続性・安定性が求められることなど、保護・保存にかかる意義を十分に理解し、均衡を図りつつ活用を進めなければなりません。

そして、何より市教育委員会にあっては、学校教育をはじめとして生涯教育のあらゆる場面において、「ふるさと河内長野」に誇りを持ち、大切に育てる態度を育成するために郷土の文化財についての理解を深め、それを守り、後世に引き継いでいく取り組みを進めていかなければならないと考えています。

全国に誇る歴史文化遺産の未来の姿は、未来の主権者たる子供たちの教育に託されているのです。

(文責：生涯学習部長 橋本 亨)